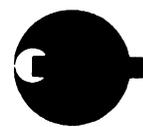


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政経営課)

公布された条例のあらまし

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の改正により、同令の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

条例

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年十一月八日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第十九号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二十三の項事務の欄36中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改め、同欄38中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改め、同欄45中「第五十八条第二項」を「第五十八条第三項」に改め、同欄46中「第五十八条第三項」を「第五十八条第四項」に改め、同欄61中「第七十一条」を「第七十一条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

【定価】 一か月 三千四百五十円 一部売り 一枚につき四十五円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三三代

本誌は再生紙を使用しています。